

氷見市いきいき元気館施設利用のご案内

〈基本使用料〉

施設	定員	単位	金額
ホール	200人	2時間	6,170円
大会議室	36人	2時間	1,640円
小会議室	20人	2時間	1,020円

- 1 1時間を超える毎に、基本使用料の50%の額を徴収します。
- 2 超過利用時間1時間未満は、1時間として計算します。
- 3 利用時間の短縮による使用料は、減額しません。
- 4 冷暖房を利用の場合は、冷暖房料金として基本使用料の30%の額を徴収します。
- 5 ホール利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料の50%の額を上乗せして徴収します。
- 6 料金は消費税を含んでいます。
- 7 料金の納入は、原則終了時とし、現金（お釣りがないように）または振込（納入通知書）でお支払いください。

利用上の注意事項について

- 1 利用開始と終了後必ずいきいき元気館受付（いきいき館側）に寄ってください。
- 2 利用した設備、備品等は元通りに戻し、整理整頓に努めてください。
- 3 所定の場所以外は火気の使用しないでください。全館内禁煙です。
- 4 許可なく、施設設備等に張り紙、釘うち等しないでください。
- 5 許可なく、物品の販売、展示その他これに類する行為をしないでください。
- 6 ゴミは各自お持ち帰りください。
- 7 追加の机・いすが必要な場合は、いきいき元気館受付（いきいき館側）に申し出てください。定員以上の椅子の貸し出しはできません。（貸出個数に限りがあるため、申請書提出時に申し出てください。）
- 8 前各号に掲げるもののほか、施設の秩序維持及び管理上必要な指示に反する行為はしないでください。

*当館は防音設備が整っていません。隣接する会議室の音が利用目的の妨げになるようであれば、事前に利用状況を確認してください。

*元気館の3階湯沸室には、茶碗・急須・保温ポット・やかんがあります。湯沸室にないものは、各自で準備願います。

氷見市いきいき元気館条例施行規則

様式第1号 (第4条関係)

指定管理者 社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 会長 高嶋 達 様	平成 年 月 日
申請者 住 所 氏 名	(団体にあつては、その所在地 及び名称並びに代表者の氏名)
氷見市いきいき元気館利用承認申請書 次のとおり氷見市いきいき元気館を利用したいので、承認くださるよう 申請します。	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
※利 用 施 設	ホール ・ 大会議室 ・ 小会議室(間仕切り 有・無)
利 用 予 定 人 員	人
※入場料等の徴収 (ホール利用時のみ)	有 ・ 無
※冷 暖 房 利 用	有 ・ 無
※減 免 申 請	有 ・ 無
連絡先及び利用時の 責任者	電話()
備 考	

記入上の留意事項 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください

氷見市いきいき元気館条例施行規則

様式第2号 (第6条関係)

指定管理者 社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 会長 高嶋 達 様	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
[団体にあつては、その所在地 及び名称並びに代表者の氏名]	
氷見市いきいき元気館利用料減免申請書	
氷見市いきいき元気館条例第6条の規定により次のとおり氷見市いきいき元気館の利用料金を減免くださるよう申請します。	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
※利 用 施 設	ホール ・ 大会議室 ・ 小会議室
減免申請の理由	
備 考	
規 定 利 用 料	
減 免 金 額	

記入上の留意事項

- 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください
- 2 太枠内は、記入しないでください。
- 3 市が共催・後援する場合は、それぞれ証するものの写しを添付してください。

氷見市いきいき元気館 3階ホール使用確認表

使用日時	年 月 日 ()		
	時 分 ~ 時 分		
使用名称			
ホール使用備品			
備品名称	使用予定数	所有数	
有線マイク	本	4本	*一度に使用できる マイク数は <u>5本</u> です
ワイヤレスマイク	本	2本	
ピンマイク	本	2本	
マイクスタンド大	本	4本	
マイクスタンド小	本	5本	
液晶プロジェクター	使用 ・ 不要	1台	
椅子	脚	74脚*可動式椅子は126脚あります	
看板設置	有 ・ 無	バトンは舞台頭上にあります	
オーディオ機器	有 ・ 無	MD、CD、カセット使用可能	
舞台	使用 ・ 不要	移動可能です	
その他所有備品	演台1、花台1、マイクコード		
持ち込み予定備品			
会場レイアウト			

* 標記にない備品に関しては、原則申請者で用意してください。